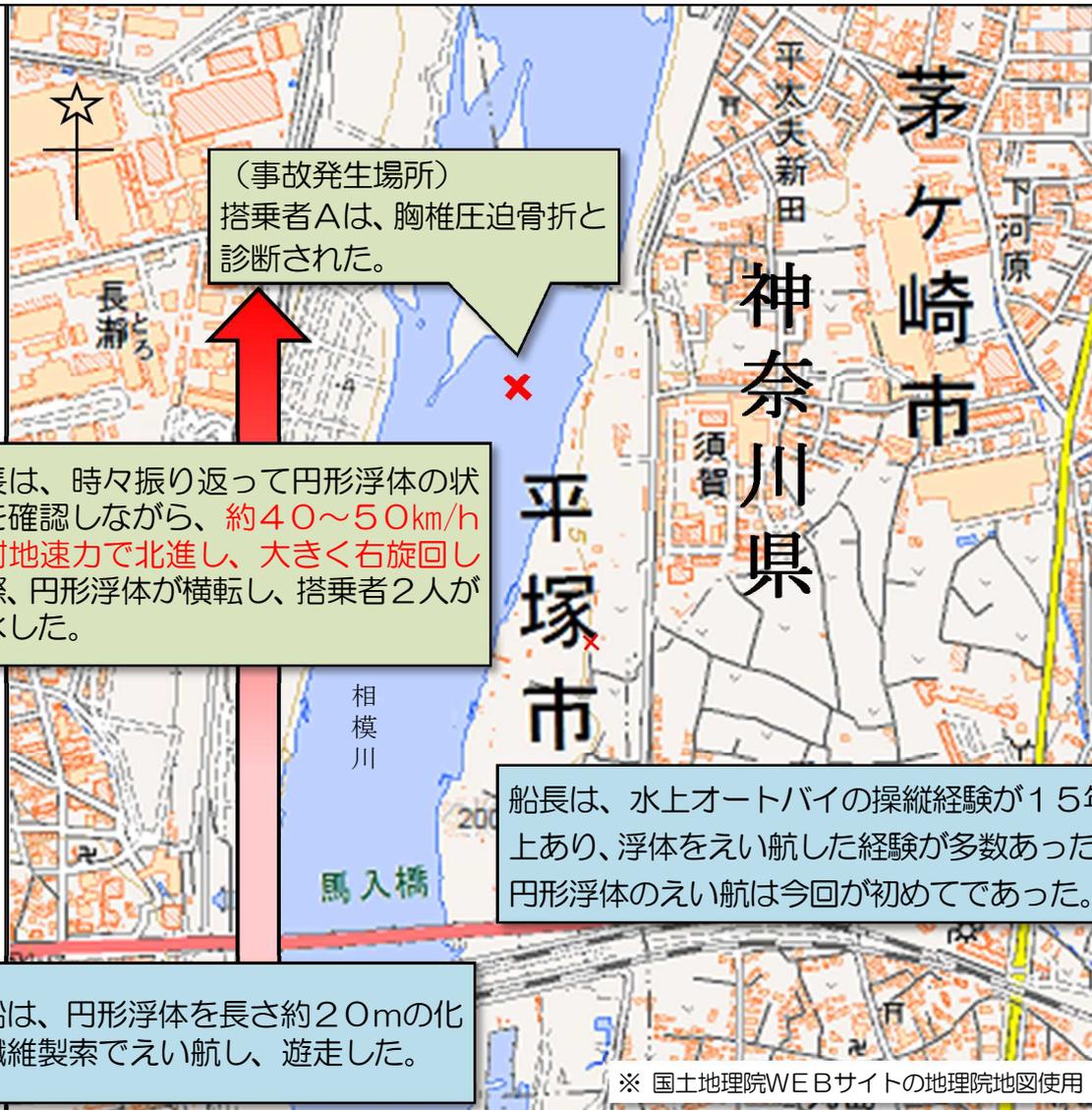


## 事例2 浮体から搭乗者が落水等して死傷した事故

速い速力でえい航された浮体が遠心力で振られて横転し、搭乗者が負傷

事故の概要：水上オートバイT号（以下「本船」）は、船長が1人で乗り組み、搭乗者Aほか1人を乗せたトーイングチューブと称する円形浮体をえい航して神奈川県平塚市馬入橋北方（相模川）遊走中、平成28年7月17日10時30分ごろ、搭乗者が落水して負傷した。



原因：本事故は、本船が、馬入橋北方において、円形浮体をえい航して遊走中、約40～50km/hの対地速力で右旋回した際、円形浮体が、遠心力により振られて横転したため、搭乗者Aが落水したことにより発生したものと考えられる。

### 再発防止に向けて（事故防止策）

- 船長は、浮体をえい航して旋回する際、浮体が遠心力により振られることを念頭に置き、安全な旋回半径及び速力で旋回すること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成29(2017)年5月25日公表）  
[http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2017/MA2017-5-8\\_2016yh0064.pdf](http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2017/MA2017-5-8_2016yh0064.pdf)